



島 根 県 報

平成24年 5 月 29 日 (火)

号外 第 8 3 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	2

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項第1号中「100分の135」を「100分の130」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第41条第5項第1号中「100分の135」を「100分の130」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
